

平成23年(2011年)9月28日

総務委員会資料

経営室経営担当

(第72号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略) 附 則 1～15 (略) <u>16 第2条の規定にかかわらず、区長の平成23</u> <u>年11月分の給料月額、同条に定める区長の給</u> <u>料月額に100分の90を乗じて得た額とする。</u> 別表 (略) 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第5条 (略) 附 則 1～15 (略) 別表 (略)

(参 考)

	区 長
現行月額	1,245,400 円
減額分(10%)	△124,540 円
平成23年11月分	1,120,860 円